

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年6月3日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 由実子
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市千崎128番地
【電話番号】	0836-39-5151
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 菊本 健司
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社は、2025年12月23日付で東京裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条5の第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、当該事象の発生した時点で遅延なく提出するべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので今般提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 訴訟の提起があった年月日

2025年12月23日(東京地方裁判所)

### (2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称：双日株式会社  
住 所：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
代表者の役職・氏名：代表取締役 植村 幸祐

### (3) 訴訟内容及び損害賠償請求金額

訴訟の原因及び訴訟されるに至った経緯

当社は、原告より配膳・案内ロボット等を購入する販売店契約を締結しておりました。原告は、当社が約定期限までに商品の受取りおよび売買代金の支払を完了しなかったと主張し、残在庫の代金支払に加え、当社が受領を拒絶したことに伴い発生したとされる転売差額損害および倉庫保管費用の支払を求めて、東京地方裁判所に訴訟を提起したものです。

訴訟の内容

当社が原告との間で締結した配膳・案内用ロボット等の売買契約等に基づき、未払代金の支払、任意処分による差額(損害賠償)、および商品の保管費用の支払を請求されたものです。

請求金額

448,054,016円(およびこれに対する遅延損害金)

### (4) 当社の対応及び今後の見通し

原告は、当社が約定期限の商品受取りおよび代金支払を完了せず、受領を拒絶したと主張しておりますが、当社は、当該契約の有効性および締結に至る経緯に重大な疑義があると考えております。当社といたしましては、原告の主張には正当性がないと考えており、訴訟において全面的に争う方針です。なお、本件訴訟の結果が当社の業績に与える影響については、現時点で合理的に見積もることは困難ですが、今後の経過に応じて適切に対応してまいります。

以 上